

定 款

協立情報通信株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、協立情報通信株式会社と称し、英文では、Kyoritsu Computer & Communication Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、事務用機器及びこれらに関連する付属部品・消耗品等の販売
- (2) 通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、事務用機器のレンタル及びリース
- (3) 情報通信システム、情報処理システムについての設計、施工、請負、工事、教育、保守、その他附帯するサービス
- (4) 建設業法に基づく電気通信工事業
- (5) 不動産の賃貸及び管理
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 携帯電話その他の移動体通信機器の販売及びその取次
- (8) 中古携帯端末の買取り、販売
- (9) 電気通信事業
- (10) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、代表取締役（代表取締役が 2 名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役）がこれを招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役の中から取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役が提案した取締役会の決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 30 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合、補欠監査役の選任決議の定足数は、第 2 項の規定を準用する。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

昭和 40 年 3 月 末日制定
平成 21 年 5 月 28 日改定
平成 22 年 5 月 27 日改定
平成 23 年 5 月 27 日改定
平成 24 年 5 月 25 日改定
平成 24 年 9 月 27 日改定
平成 25 年 5 月 30 日改定
平成 28 年 5 月 26 日改定
令和 2 年 5 月 27 日改定
令和 3 年 5 月 27 日改定
令和 4 年 6 月 21 日改定
令和 5 年 6 月 20 日改定